



十一 利率  
十二 経過利子  
の 払込み

(一) 年一・八パーセント  
に 各募集取扱機関は、払込金額  
に加え、次の算式により算出  
した金額を第十八号に規定す  
る 期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.8}{100} \times \frac{13}{365}$$

(二) 発行時において、その利子  
に係る所得税が源泉徴収さ  
れるものとして振替口座簿  
中の口座に記載又は記録さ  
れるものについては、前記  
の算式により算出した金額  
から当該金額に百分の二十  
を乗じた金額（ただし、当該  
国債を発行時において取得  
する者が非居住者又は外国  
法人である場合には、前記  
の算式により算出した金額  
に当該非居住者又は外国法  
人が適用を受けるとして所得  
税率を乗じた金額）を控除す  
ることができる。

十三 初期利子

平成二十年十二月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十四 第二期以後の利子 毎年六月二十日及び十二月二十

日を以て、その日以前六月間に属す

償還期限 平成三十年六月二十日

償還金額 額面金額百円につき百円

元利支 日本銀行

払込期日 平成二十年七月三日

十八 十七 十六 十五 十四